

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書										(全般)	P 2 2 第 3-5ウ(ア)、P 4 2 第 5-1 (1)、P 4 2 第 5-1 (2)において使用されている「おのずから」は、「みずから」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	誤記ではありませんが、「みずから」と御理解してください。
2	要求水準書										(全般)	横浜市殿が行う「確認」とはどのような行為であり、その要件はどのようなものであるか、契約上どのような効力を有するものであるのかご教示ください。	市が行う「確認」は、別途提示しているモニタリング基本計画等に基づき行う行為です。よって、モニタリング基本計画等に記載した契約上の効力を有する確認もあります。
3	要求水準書										(全般)	選定事業者が行う「通知」とはどのような行為であり、その要件はどのようなものであるか、契約上どのような効力を有するものであるのかご教示ください。	選定事業者が行う「通知」は、別途提示しているモニタリング基本計画等に基づいて行ってください。
4	要求水準書		1	1	4						事業期間	本施設の設計・建設期間が平成28年3月までとなっておりますが、完成を9ヶ月間早められれば、本施設の引渡し及び所有権の移転・管理運営開始を以降を9ヶ月前倒しで始められるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。
5	要求水準書		1	1	4						事業期間	また、9ヶ月早められるとした際に、事業終了も9ヶ月間早まると理解してよろしいでしょうか。	契約終了日は変更しないことを想定しています。
6	要求水準書		2	1	5						事業場所等	事業対象用地については、土壌汚染や埋設物等があった場合は、その除去費用や除去に伴い事業者が生じた損害及び費用は、横浜市殿がご負担すると理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染、地下埋設物に関するものについては市の負担となりますが、既存建物の瑕疵で提示する図面等から判断可能なものは選定事業者の負担となります。
7	要求水準書		2	1	6	(1)					選定事業者の業務範囲	各種申請及び許認可手続きに関する業務について、横浜市殿が提出すべき手続きで直接的に必要な費用は横浜市殿のご負担と理解してよろしいでしょうか。	全て選定事業者の負担とします。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書		2	1	6	(1)	イ				建設段階	既設焼却炉2号炉について、現在停止中と認識しておりますが、完全停止の時期をご教示ください。平成23年3月以降運転している場合、内部に放射性物質が付着している可能性があります。	平成21年4月21日から28日の運転を最後に完全停止しています。
9	要求水準書		2	1	6	(1)	イ	(7)			既存汚泥焼却炉2号炉及び関連機器類の解体業務	継続利用する2号炉管理棟及び汚泥ピットについては、建築設備の改造、更新等は、事業者提案の範囲と理解してよろしいですか。	御理解のとおりです。ただし、本施設の管理運営期間において、他の施設の管理運営に支障を来すことのないようにしてください。
10	要求水準書		2	1	6	(1)	イ	(7)			選定事業者の業務範囲	「2号炉管理棟及び汚泥ピットは継続利用する」とありますが、事業者提案により、管理棟及び汚泥ピットを大幅に改築若しくは更新することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。ただし、本施設の管理運営期間において、他施設の管理運営に支障が出ない範囲で可能です。また、現在の汚泥ピットの容量及び受入設備の機能は確保してください。
11	要求水準書		3	1	6	(1)	イ	(7)			選定事業者の業務範囲	「その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務」とありますが、具体的にはどのような工事（業務）でしょうか。	市との協議や提案により生じる業務になります。
12	要求水準書		3	1	6	(2)	シ				選定事業者の業務範囲	「副産物の引渡業務」とは、誰から誰へ、どの場所からどの場所へ、引き渡すことを意味していますか。	センター内の当該事業場所からセンター外の提案のあった先へ引き渡すことを想定しています。
13	要求水準書		3	1	6	(2)	セ				選定事業者の業務範囲	「その他本事業を実施する上で必要な業務」とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。	No11の回答を参照してください。
14	要求水準書		3	1	6	(2)	ク				燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の運搬業務は、選定事業者自ら実施するものに限らず、外部への委託による実施も可能であるとの理解でよいでしょうか。	構成員又は協力会社の責任において外部へ委託することは可能です。
15	要求水準書		3	1	6	(2)	ケ				燃料化物の有効利用業務	燃料化物の有効利用業務は、燃料化物を石炭代替燃料として利用を図ることまでが事業範囲であり、利用施設そのものについては含まれないとの理解でよいでしょうか。	燃料化物の有効利用業務の内容は31頁(10)に示したものであり、利用施設そのものについては含まれません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
16	要求水準書		3	1	6	(3)	ア				選定事業者の業務範囲	「統括マネジメント業務」とは具体的にどのような業務でしょうか。	選定事業者の業務範囲における全ての組織の方針、手法及びプロセス等を継続的に管理・改善等を統括して行う業務です。
17	要求水準書		4	1	7	(1)					市の業務範囲	撤去解体設備の廃止に関する届出は、事業者決定前に横浜市殿により完了していると理解してよろしいでしょうか。	撤去解体対象設備の廃止に関する届出は、市が行います。時期については、撤去着手前を予定しています。
18	要求水準書		4	1	7	(3)	オ				市の業務範囲	管理運営段階における、本施設見学者の対応は市が行うものと認識しております。管理運営段階における選定事業者の記述に倣い、市の業務範囲に本施設の見学者対応を明記願います。	本施設の見学者対応は、選定事業者の業務範囲内です。ただし、事業実施場所は市の敷地内なので、市が本施設見学者の人数、見学日時等を事前に把握可能なようにしてください。詳細については、選定事業者と市の協議によって決定します。
19	要求水準書		4	1	8						適用法令及び適用基準	「適用法令及び適用基準は、設計及び建設、管理運営等の各業務の開始時点における最新のものを採用すること」とありますが、入札以降に法令等の改正が行われ、各業務の開始時点に於いて、費用の増額が必要となった場合は、実施方針のリスク分担表に従い、その費用は横浜市殿のご負担と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはリスク分担表のとおり、市の負担になりますが、法令変更等に関するリスク分担は、事業契約書（案）第24条のとおりです。
20	要求水準書		4	1	8						適用法令及び適用基準	要求水準書（案）に対する質問の回答No. 56にて本施設の仕様は関係法令等に基づく基準、規程、規格によることを前提に事業者にて決定可能となっておりますが、貴市の一般仕様書、特記仕様書、共通仕様書、施工指針等も準拠する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	要求水準書		6	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	「周辺環境に対しても十分に配慮」とありますが、関係法令等以外に特に配慮する具体的な指示はありますか。	選定事業者の提案によります。
22	要求水準書		6	2	1	(5)					解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	「その他本事業を実施する上で必要な業務」とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。	No11の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
23	要求水準書		6	2	2						事前調査	事前調査を行うに際し、設計建設工事の工程にご配慮いただき関連設備の運転調整等についてご協力いただけると考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。
24	要求水準書		6	2	2						事前調査	横浜市殿が実施している事前調査があれば提示願います。 また、その調査結果に不備があった場合は、横浜市殿のリスクと理解してよろしいでしょうか。	解体に必要な事前調査は行っておりません。
25	要求水準書		6	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	表2-3-1-1に明記されておらず、入札後に明らかになったものの対策で、特段の費用が必要となるものについて、負担は別途協議としていただけないでしょうか。	表2-3-1-1に示した内容は、最低限必要と思われる内容です。したがって、表に示した内容以外にも要求水準書及び参考資料（既施設図面）をもとに、解体に際して必要と思われる対策等については、選定事業者の提案によります。
26	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	「排水処理関連機器類は他施設等と共有のため解体撤去中も電力を供給すること」とありますが、電力そのものは横浜市殿が供給し、事業者の業務は、解体撤去中も排水処理関連機器類へ通電できる状態とすることと理解してよろしいでしょうか。	他施設等と共用している機器への電力（制御関連含む）供給方法は、選定事業者の提案によります。なお、解体撤去に際して、他施設の管理運営に支障を来すことのない範囲で市からの電力の供給は可能です。
27	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	解体撤去中に消化ガス配管や高圧空気配管について切回しを行うに際し、解体撤去工事の工程にご配慮いただき関連設備の運転調整等についてご協力いただけると考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。
28	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	「表2-3-1-1 解体撤去に際して留意が必要な機器類と対応策案」に記載された配管類の材質をご教示願います。	要求水準書の別紙4、表4-3及び「参考資料（既施設図面）」を参照してください。
29	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	「解体撤去中」にも電源を供給する必要がある電気設備は、表2-3-1-1 「管理棟内の排水処理関連機器」に記載された機器類だと理解すれば良いでしょうか。	表2-3-1-1に提示した管理棟排水関連機器の他に既設1号監視装置、無停電電源装置、管理棟及び汚泥ピット棟内の照明・空調設備、管理棟及び汚泥ピット棟内にある消防設備関連機器等があります。別途「参考資料（既施設図面）」を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
30	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去に際して留意が必要な機器類と対応策案	2号炉電源系統に接続された負荷のうち、解体撤去期間中も電源供給が必要となる共用設備は、貴市にて解体撤去工事前に2号炉以外の電源系統に移設されているものと考えます。 また、これに伴う電源引き込みや受変電設備、動力制御盤設備等も貴市にてご負担いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。	市では共用設備の電源系統の移設は実施しません。移設が必要な場合は、選定事業者の責任で実施してください。なお、他施設の管理運営に支障を来すことがない範囲で市から共用設備へ電源を供給する事は可能です。
31	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去に際して留意が必要な機器類と対応策案	解体撤去工事中も電源供給が必要な機器の電気設備を解体撤去工事に設置する場合、2号炉電源系統以外の電源系統から受電可能と考えてよろしいでしょうか。	他施設等の管理運営に支障を来すことがない範囲で受電が可能です。
32	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去に際して留意が必要な機器類と対応策案	上記の様に2号炉電源系統以外の電源系統から受電する場合、その引き込みや受変電設備、動力制御盤設備等にかかる費用は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	全て選定事業者の負担とします。
33	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去に際して留意が必要な機器類と対応策案	解体撤去工事中も電源供給が必要な機器の電源を全て事業者が確保・負担する場合、電源供給用電気設備の設置場所は確保されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の事業場所の範囲内及び管理棟、汚泥ピット棟内で他施設の管理運営に支障を来すことがない場所を選定事業者が確保してください。
34	要求水準書		7	2	3	(2)	ア				施設概要	解体撤去対象施設の鉄屑、コンクリート屑の重量、並びに基礎杭の仕様、数量をご教示願います。	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲で提示しています。
35	要求水準書		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物の発生の有無が確認可能な既設施設図面は、貸与等いただけたらと考えてよろしいでしょうか	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲で提示しています。
36	要求水準書		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	PCB汚染廃電気機器等についてはご指示いただく場所までの運搬のみであり、保管のための養生等は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	保管に関して養生等が必要な場合には、選定事業者の責任と負担で実施してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
37	要求水準書		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等	PCB汚染廃電気機器について、要求水準書（案）への質問回答（番号 21）にて、市が提示する資料から選定事業者が調査・確認するとありますが、該当する資料は後日提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲で提示しています。
38	要求水準書		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	アスベストを含む廃棄物の処理方法については選定事業者において選択できるものと考えてよろしいでしょうか	関係法令等に基づいて処理することを前提に、御理解のとおりです。
39	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要	汚泥ピット内に120ton相当残存している汚泥の処分について、実際の汚泥量が横浜市殿の想定量から大幅に多かった場合は、追加費用は横浜市殿の負担と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
40	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要	「建設期間中に建築物に関する工事等の発注をする」とありますが、2号炉の管理棟及び汚泥ピットが対象となりますか。また、その現地工事時期はいつごろになりそうでしょうか。	対象施設は御理解のとおりです。現地工事実施時期は未定です。
41	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要	汚泥ピット棟において、現状処理されている臭気性状および処理風量について、参考値としてご教示ください。	現在は、汚泥ピット棟の臭気は吸引処理していません。 1m毎の高さで硫化水素濃度は、0ppm・酸素濃度は、20.9%です。
42	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要	「ほか1か所」とされている、既設の臭気ダクト開口部を具体的にご教示ください。	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲で提示しています。
43	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要	既設の臭気ダクト開口部の覆蓋の方法については、選定事業者において選択できるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
44	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				汚泥ピット残留物	汚泥ピット内には120t相当の汚泥が残存していると見込んでおりますが、120tを大幅に上回る汚泥が発生した場合の処分費は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	No39の回答を参照してください。
45	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				その他	汚泥ピットのほか、ホッパーやクレーン等も再利用可能と判断される場合、使用することは可能でしょうか。	可能です。
46	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				その他	汚泥ピット内に残存する汚泥は、120 t相当量を見込んでいますが、算定根拠をご教示願います。	汚泥ピットの（底面積×汚泥層高さ）で算出していますが、ピット底部には水切りの砂分も含まれこの分も堆積量となります。{汚泥層高さ（ピット上部－汚泥層迄の高さ）}
47	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				その他	事業期間中に建物に関する耐震補強工事を発注する可能性が記載されていますが、対象となる建物に2号炉管理棟及び汚泥ピットが含まれるとの理解で宜しいでしょうか。実施時期につきましては、本事業の建設期間と重ならないようご配慮願います。	No40の回答を参照してください。
48	要求水準書		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	撤去品のうちの有価物の内容、量、価格は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。また、入札時から価格が変動した場合の扱いは、入札説明書の別紙1に従うと理解してよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、使用する指標については協議とします。
49	要求水準書		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	有価物の買取について、入札価格内訳書記載の金額よりも高額で売却できた場合、その差額は事業者のインセンティブと考えてよろしいでしょうか。	No48の回答を参照してください。
50	要求水準書		9	3	1						事前調査	事前調査を行うに際し、設計建設工事の工程にご配慮いただき関連設備の運転調整等についてご協力いただけると考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
51	要求水準書		9	3	1						事前調査	今回の事業は下水道事業の一環で実施されることから、事前調査に環境アセスメントは含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	事前調査に環境アセスメントは含まれません。
52	要求水準書		9	3	2	(1)					建設場所における用地の現況	建設場所における用地の現状は、別紙2に基づくとされておりますが、現状と著しく異なる場合は別途協議の対象とさせていただくことでよろしいでしょうか。	用地の現状は、別紙2及び別途「参考資料（既設施設図面）」に提示しています。また、市から提示した資料で現状と著しく異なる場合には、資料から推測できる場合を除き、別途協議とします。
53	要求水準書		9	3	2	(4)	イ				その他留意事項	道路使用にあたり、現時点で既に周辺住民等との間で合意している協定や覚書等があればご教示ください。	現時点で周辺住民等との間で合意している協定や覚書等はありません。
54	要求水準書		9	3	2	(4)	イ				その他留意事項	現在、周辺住民との間の協定や覚書は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No53の回答を参照してください。
55	要求水準書		9	3	3	(1)					基本的な考え方	設計に関する条件の基本的な考えにて、「管理運営期間中に大規模修繕を要しないこと」について十分配慮して設計を行うこと。とありますが、大規模修繕を実施する計画であっても要求水準未達にならないとの理解でよろしいでしょうか。 流量計や圧力計の交換等、内容によっては「下水道施設の改築について（平成15.6.19国都下事第77号）」に示されている「小分類」以上の更新を行った方がライフサイクルコストの縮減につながると考えます。	本事業では、大規模修繕の定義を「対象施設（既設部分含む）において、「下水道施設の改築について（平成15.6.19国都下事第77号）」に示されている「小分類」以上の機器等（以下「小分類以上の機器等」という。）の取り替えを行うもの」としており、基本的には長寿命化対策等を行って管理運営期間中に大規模修繕を要しないことに十分配慮して設計してください。ただし、「下水道施設の改築について（平成15.6.19国都下事第77号）」に示されている年数が本事業の管理運営期間を大幅に下回る小分類以上の機器等においては、選定事業者から大規模修繕することの優位性（ライフサイクルコストや機器等の信頼性の観点等）を示し、市が認めた場合には要求水準未達とはしないこととします。
56	要求水準書		9	3	3	(1)	ウ				基本的考え方	「管理運営期間中に大規模修繕を要しないこと」とありますが、大規模修繕の定義を提示願います。	No55の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
57	要求水準書		9	3	3	(1)	ウ				基本的な考え方	管理運営期間中に大規模修繕を要しないこととありますが、大規模修繕は、事業期間に亘る設備の信頼性確保と経済性の両面から事業者が判断して適切に実施の有無を判断すべきと考えます。本条項は、事業者による管理運営期間の実施裁量を狭めるほか、プラントの安定運転に支障を来たすことが懸念されるため、削除をお願いします。	No55の回答を参照してください。
58	要求水準書		9	3	3	(1)	ウ				基本的考え方	本項目にて要求されていることは、20年間に渡り、対象施設（既設部分を含む）において、「下水道施設の改築について（平成15.6.19 国都下事第77号）」に示されている「小分類」以上の機器等の取替を要しないこと、との認識で宜しいでしょうか。	No55の回答を参照してください。
59	要求水準書		9	3	3	(2)					燃料化対象物	燃料化対象物としては、南部汚泥資源化センターで発生する消化脱水汚泥、分離液脱水汚泥のみ考えてよろしいでしょうか。 あるいは、これ以外の汚泥が搬入される可能性がある、その性状、搬入量、搬入頻度等の具体的な条件をご教示ください。	燃料化対象物は、南部汚泥資源化センターで発生する消化脱水汚泥、分離液脱水汚泥のみです（ただし緊急時は除きます）。
60	要求水準書		10	3	3	(3)					計画年間処理量	入札価格を算定する時の処理量は「46,500t/年」を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
61	要求水準書		10	3	3	(3)					計画年間処理量	消化汚泥等の処理量は、消化汚泥等の受入量を計量することにより計上されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
62	要求水準書		10	3	3	(3)					計画年間処理量	年間計画処理量は46,500t/年とありますが、別紙3の「対象消化汚泥等の供給」に記載がある本事業範囲に設置する計量器をもって計量するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
63	要求水準書		10	3	3	(4)					汚泥性状	費用算出の前提となる汚泥性状は事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。 また、含水率60%等現実的でない汚泥性状の設定は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	費用算出の前提については、御理解のとおりです。 消化汚泥等の性状は、表3-3-4-1～3に示す汚泥性状の実績等をもとに標準的な範囲を定めることとしています。このため、その範囲を逸脱した汚泥性状を標準的な範囲として設定することは想定しておりません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
64	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	燃料化物の有効利用に係る環境への影響検討や自治体協議を行うためには、汚泥中の重金属類の濃度も必要となることから、実績データの提示をお願いします。	汚泥中の重金属類の濃度については、本市環境創造局発行の「水質試験年報」を参照してください。
65	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	協議により定めた消化汚泥等の成分の標準的な範囲（表3-3-4-1及び表3-3-4-2）は、横浜市殿の保証範囲と理解してよろしいでしょうか。	本施設稼働開始までに協議により定めた消化汚泥等の成分の標準的な範囲を逸脱した場合には、市の負担となります。
66	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	汚泥性状の実績値は、プロセス上のどの位置でサンプリングした脱水汚泥を対象としていますか。脱水機出口でのサンプリングの場合、汚泥移送段階で滑剤注入装置等の影響で水分が増加すると思われる。	御質問のとおり、通常の採取場所は脱水機出口です。滑剤の注入は性状により調節しています。
67	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	消化ガスや都市ガスなどのユーティリティの使用量、温室効果ガスの排出量の算出にあたっては、対象となる汚泥の性状により大きく値が異なることとなります。 「表3-3-4-1汚泥性状の実績」として示されたどの値を標準条件として採用すべきかご教示ください。同様に「表3-3-4-2分離液脱水汚泥の実績」として示された値についても、標準条件として採用すべき値についてご教示ください。	No63の回答を参照してください。
68	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	要求水準書等で示された汚泥性状の範囲を大幅に逸脱したことで利用されなかった燃料化物は、有効利用の対象外となるとの理解で宜しいでしょうか。また上記燃料化物の製造に係る対価は支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	No65の回答を参照してください。対価は支払われますが、支払金額算定方法は別途協議することになります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
69	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	ユーティリティ使用量は消化汚泥等の水分変動等によって変動し、事業コストに影響を与えますが、代表性状として表3-3-4-1におけるMin、Max、Ave、Midのどの性状にて試算すればよいでしょうか。 入札参加者により、各々任意に代表性状が提案された場合、ユーティリティ使用量の前提条件が異なり、評価にも影響を及ぼすと思われる。	No63の回答を参照してください。
70	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				汚泥性状の標準的な範囲の設定	汚泥性状の標準的な範囲は協議により定めるとありますが、その範囲内の汚泥性状については、汚泥性状によるユーティリティ費用等の補正は行わず、事業者の責任と負担により対応するとの理解でよろしいでしょうか。	No65の回答を参照してください。
71	要求水準書		11	3	3	3	(7)	ア			供給の考え方	「汚水排水温度は、45℃未満とするため、それに伴う汚水排水量の増加分は、選定事業者の負担とする。」とありますが、「汚水排水量」ではなく「雑用水等」の誤りではないでしょうか。なお、P39 6-(1)では「～汚水排水及び、消化ガスは無償～」との記載があります。	汚水排水は、他施設の管理運営期間に支障を来すことがない範囲において無償では排水できます（P21参照）が、他施設に支障が出る排水量が生じた場合には、選定事業者の負担と責任で南部汚泥資源化センター内の排水設備（マンホールなど）に接続して排水してください。 雑用水の供給は、他施設に支障を来すことのない範囲で無償で供給します。
72	要求水準書		11	3	3	(5)					燃料化物の製造及び計量	販売量が確認できる計量設備としてトラックスケールが記載されていますが、燃料化物は固形物と理解してよろしいでしょうか。	燃料化物の性状が固形の場合は、トラックスケール等によりますが、燃料化物の性状が固体以外の場合の計量設備は選定事業者の提案によります。
73	要求水準書		11	3	3	(5)					燃料化物の製造及び計量	「本施設で製造される燃料化物は、臭気の発生をできるだけ抑制することとする。」とありますが、燃料化物から直接発生する臭気を示していますか。その場合、燃料化物が気体の場合、その気体の臭気を抑制すると理解してよろしいでしょうか。	燃料化物が固形物以外の場合は、本施設からの漏洩による臭気対策を講じてください。
74	要求水準書		11	3	3	(5)					燃料化物の製造及び計量	「燃料化物の有効利用にあたる者が有価物として購入し得る燃料化物を製造すること」とありますが、ここでいう「燃料化物」に該当するか否かは「有効利用にあたる者」が判断するものと考えてよろしいでしょうか	基本的には御理解のとおりです。なお、製造された燃料化物を有価物として取扱うためには、環境省通知等に基づき総合的に判断する必要があります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
75	要求水準書		11	3	3	(5)					燃料化物の製造及び計量	燃料化物の発熱量に関しまして、下限はない（有価物として取り扱える発熱量は必要）との認識でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
76	要求水準書		11	3	3	6					温室効果ガスの排出量	温室効果ガス排出量は本施設の稼働に伴い消費する都市ガスなどの燃料使用量、電力消費量並びに排ガス中の亜酸化窒素排出量の和とすることで宜しいでしょうか？ また、汚泥性状はp. 10、表3-3-4-1 汚泥性状の実績に記載されている平均値を元に算出するものとし、汚泥性状（含水率等）に応じて補正されるものとして宜しいでしょうか？	温室効果ガス排出量の算出方法は、別紙6を参照してください。また、消化汚泥等の設定は、選定事業者の提案によります。
77	要求水準書		11	3	3	(6)					温室効果ガスの排出量	補助燃料として消化ガスを一切使用せず、その分の化石燃料を使用した場合において206kg-CO2/t-汚泥以下との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	要求水準書		11	3	3	(6)					温室効果ガスの排出量	CO2算出の前提となる汚泥性状は事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。 また、含水率60%等現実的でない汚泥性状の設定は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	No63の回答を参照してください。
79	要求水準書		11	3	3	(7)					温水の供給	温水を循環させるためのポンプは今回の事業範囲には含まれないと考えてよろしいでしょうか。 今回の事業範囲に含める必要がある場合は、必要なポンプ揚程、温水の水質等の具体的な条件をご教示ください。	温水循環ポンプは、選定事業者の事業範囲内です。 また、ポンプ揚程、温水の水質等は選定事業の責任において設定してください。
80	要求水準書		11	3	3	(7)	ア				温水の供給供給の考え方	汚水排水温度は、45℃未満とするため、それに伴う「汚水排水量の増加分は、選定事業者の負担」とありますが、P21のユーティリティ費用の記載に「汚水排水は、市に支障がない必要最小限の範囲(180m3/h)において無償で排水できる」とあり、180m3/h以下であれば無償、越えた場合は有償と考えますが宜しいでしょうか。また、越えた場合の汚水排水の単価をご教示願います。	180m3/hを超える分の排水は、南部汚泥資源化センター内（場内）の排水設備（マンホールなど）に接続して排水してください。本施設から排水設備に接続する設備の費用は選定事業者の負担です。また、排水は無償で排水できますが、場内排水量には上限があります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
81	要求水準書		11	3	3	(7)	ア				温水の供給	汚水排水は、下水道放流ではなく、南部汚泥資源化センター若しくは金沢水再生センターで直接処理されると理解しています。 汚水排水温度は45℃未満とありますが、この条件は汚水は他の汚水とあわせて希釈されることを前提に設定されていますか。	汚水排水は、金沢再生水センターで処理しますが取扱としては公共下水道への排水とします。このため、本事業で排水される汚水の水温を45℃未満として排水してください。なお、このために希釈等が必要となる場合は、選定事業者の提案によります。
82	要求水準書		11	3	3	(7)	ア				温水の供給	「熱に余剰分が生じた場合には選定事業者の責任と負担で処理するものとする」とありますが、横浜市殿側の責任区分の事由により熱に余剰が生じた場合の責任と負担の取り扱いについてご教示ください。	業務実施計画外で熱に余剰が発生した場合は協議となりますが、選定事業者の責任と負担で処理してください。
83	要求水準書		11	3	3	7	ア				温水の供給	排水温度以外の汚水排水性状・量の制約条件がありましたらご教示願います。	公共下水道に排水される排水の規制基準値に準じてください。
84	要求水準書		11	3	3	(7)	ア				温水供給	市の帰責事由（温水利用側設備のトラブル等）により所定の温水供給が不要又は不可になった場合、温水の冷却に使用する雑用水が増加すると見込まれます。熱に余剰分が生じた場合は、選定事業者の責任と負担で処理するとありますが、市の帰責事由によって熱に余剰を生じた場合は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	No82の回答を参照してください。
85	要求水準書		11	3	3	(7)	イ				温水の供給	「7,000MJ/h以上」とは、年間を通じた値と理解してよろしいでしょうか。	本施設が稼働している期間内に供給する熱量です。なお、定期点検等により本施設が停止して廃熱が発生しない場合の本業務の取り扱いについては、事業年度ごとに事前に市と協議して決定します。
86	要求水準書		11	3	3	(7)	イ				温水の供給	「7,000MJ/h以上」とあることから、7,000MJ/hを超える熱量でも全て横浜市殿が受け取ると理解してよろしいでしょうか。	熱量については、消化汚泥の加温状況により、市と協議して決定します。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
87	要求水準書		11	3	3	(7)	イ				温水の供給	「市の責任区分の事由により所定の温水供給が不可能になる以外は、その代替手段による加温熱量確保にかかる費用は選定事業者が負担」とあります。定期点検等で施設が停止する場合は、当然廃熱が発生しません。この場合の代替手段による供給は横浜市政が行ない、事業者はその費用を負担すると理解してよろしいでしょうか。 その場合、その費用（単価）を提示願います。	業務実施計画に基づく停止期間については、選定事業者の負担はありませんが、選定事業者の原因による本施設の停止によるものは、選定事業者の負担とします。費用は、代替手段の方法により市と協議して決定します。
88	要求水準書		12	3	3	(8)					環境保全に関する法令等の遵守	汚水排水は、下水道放流ではなく、南部汚泥資源化センター若しくは金沢水再生センターで直接処理されると理解しています。従って、排水に関する規制基準については、法令等による規制はないと理解してよろしいでしょうか。	No83の回答を参照してください。
89	要求水準書		12	3	3	(8)					環境保全に関する法令等の遵守	遵守すべき対象は法令および条例として定められたものであり、個別の協定等はないものと考えてよろしいでしょうか。	No53の回答を参照してください。
90	要求水準書		12	3	3	(8)					環境保全に関する法令等の順守	騒音・振動の規制基準は、事業所において発生する許容限度とありますが、南部汚泥資源化センターの敷地境界線での規制値との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
91	要求水準書		11	3	3	(8)					環境保全に関する法令等の遵守	騒音・振動・臭気に関する基準は敷地境界にて規制がかかります。燃料化事業は下水道事業者自ら行う事業の一環として実施されるため、南部汚泥資源化センターの敷地境界にて適用されると考えてよろしいでしょうか。 事業範囲の境界と敷地境界とは種類が異なるものと認識しております。	御理解のとおりです。
92	要求水準書		12	3	3	9					本施設の耐震に関する条件	既存設備については耐震強度などを補強する必要が無いものとして設計して宜しいでしょうか？	管理棟及び汚泥ピット棟については、別途市が耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事等を行う予定です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
93	要求水準書		12	3	3	11					仕様内容に関する事項	本施設は機械設備工事一般仕様書、電気設備工事一般仕様書（横浜市環境創造局殿発行）が適用されるものと考えて宜しいでしょうか？	No20の回答を参照してください。
94	要求水準書		12	3	3	(12)					機械設備	センター全体として想定している、災害の発生規模、停電の継続時間など非常時の条件があればご教示ください	全市的には横浜市危機管理指針が定められており、横浜市防災計画として「震災対策編（平成20年12月修正）」「風水害対策編（平成21年12月修正）」「都市防災対策編（平成20年1月修正）」がそれぞれ計画されています。また、センターとしては、「下水道の地震対策マニュアル」（社団法人日本下水道協会）等にも基づいて防災計画を策定すると共に、緊急地震速報への対応や東日本大震災を受けての満潮時の津波に備えることなど随時見直しがなされています。
95	要求水準書		13	3	3	(12)	ア				消化汚泥供給設備	無償で提供される汚泥ピットには、緊急時の車両による消化汚泥等の搬入に対応可能な設備になっていると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
96	要求水準書		13	3	3	(12)	ア				消化汚泥供給設備	現時点で、車両により搬入する際に想定される車両1台あたりの搬入量、搬入の頻度、搬入の期間をご教示ください。	搬入車両は8 t車を想定しておりますが、搬入量、頻度、期間等は緊急時の状況によって異なります。
97	要求水準書		13	3	3	(12)	ア				消化汚泥供給設備	車両による搬入の際に開閉が必要となる電動シャッターについては十分な整備が行われており、使用可能な状態にあるものと考えてよろしいでしょうか。	選定事業者の責任と負担で使用可能な状態としてください。
98	要求水準書		13	3	3	(12)	ウ				燃料化物貯留搬出設備	燃料化物の搬出は、緊急時を除き、8：30から17：00を行うことを前提に容量を決定すれば良いと認識しておりますが、他に考慮すべき条件はありますか。	容量の決定方法は御理解のとおりです。なお、他に考慮すべき条件はありません。
99	要求水準書		14	3	3	(12)	エ	(7)			排ガス処理設備	白煙防止対策は不要との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
100	要求水準書		14	3	3	(12)	エ	(8)			排ガス処理設備	公害防止基準を遵守することが担保されれば、最低限の高さ制約はないとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
101	要求水準書		14	3	3	(12)	カ				ユーティリティ設備	他施設等と共用となる排水処理関連機器類（ポンプ・攪拌機等）および既存建築物に関する電気代、補修費等は貴市にて負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、建築設備の改造、更新等を選定事業者の提案により実施した場合の補修費等については、市と協議して決定します。
102	要求水準書		14	3	3	(12)	カ				ユーティリティ設備	他施設等と共用となる排水処理関連機器類（ポンプ・攪拌機等）および既存建築物に関する電力使用に由来する温室効果ガス排出量は燃料化設備の温室効果ガス排出量に計上しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
103	要求水準書		15	3	3	(13)	ア				高圧受電変電設備	記載されている受電電圧及び力率は、本施設の受電点において、記載の条件で受電できるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	要求水準書		15	3	3	(13)	ア				高圧受変電設備	燃料化設備用として供給される2号炉電源設備は、燃料化設備のみの専用電源として使用可能と考えてよろしいでしょうか。	共用設備も含まれます。
105	要求水準書		15	3	3	(13)	ア				高圧受変電設備	設備安定運転への対策として、既設では1～4号炉のループ受電を行っているものと思慮いたします。No. 18～21の質問のように電源容量の制約がある場合、本事業はPFIであることから、不測の場合は事業者の責任と負担となることを前提に、燃料化設備の高圧受電をループ受電ではなく、ループ系統の上位から単独で受電することは可能でしょうか。	南部汚泥資源化センターの受配電設備の能力の範囲で、選定事業者の負担において可能です。
106	要求水準書		15	3	3	(13)	イ				特殊電源設備	「特殊電源設備」とは、無停電電源装置や非常用発電機が該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、非常用発電機の用途は、停電時にも本施設を連続的に運転することではなく、安全に立ち下げること、消防設備の機能維持、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
107	要求水準書		16	3	3	(13)	エ				監視制御設備	「既存システムの取り扱いに関するその他の項目」について、具体的に提示願います。	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲提示しています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
108	要求水準書		17	3	3	(13)	オ	(ウ)			信号	ノイズ等による影響がない信号方式を採用するとありますが、これはノイズ等の影響を受けない機器仕様を採用するとの理解で宜しいでしょうか。ノイズの発生要因によっては、信号方式よりはシールド線を採用などで対策を取れる可能性があります。	ノイズ等による影響が発生しない方法については、選定事業者の提案によります。
109	要求水準書		17	3	3	(16)					2号炉管理棟及び汚泥ピット棟	「現状にて事業期間を通じて活用」とありますが、事業者により改造等を行うことは可能でしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、大規模な改造等の場合には市の承諾が必要となります。
110	要求水準書		17	3	3	(16)					2号炉管理塔	市が事業期間中に建築物に関する工事等の発注を行う場合には、選定事業者は工事等に協力するとありますが、設計・建設期間で市が具体的に予定されている作業があれば、工事内容、時期、期間等についてご教示頂けないでしょうか。	現在のところ未定です。
111	要求水準書		17	3	3	(17)					本市発注工事への協力	本項目で想定している「本施設と他施設等との取り合いにかかわる工事等」の具体例をご教示願います。	2号炉管理棟2階にある監視制御装置移設等を想定しています。
112	要求水準書		18	3	4						ユーティリティー等に関する条件	計量装置は計量法に定める特定計量器とする必要がありますか。	特定計量器としてください。
113	要求水準書		18	3	4	(2)					上水	別紙4、別表4-3に記載の無い、給水圧力をご教示ください。	上水の最大給水圧力は1.5kg/cm2です。
114	要求水準書		18	3	4	(3)					雑用水	別紙4、別表4-3に記載の無い、給水圧力をご教示ください。	雑用水（ろ過水）の最大給水圧力は3.0kg/cm2です。
115	要求水準書		18	3	4	(4)					汚水排水	汚水排水について、水質等に制約条件があれば提示願います。	No83の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
116	要求水準書		18	3	4	5					都市ガス	本設備は汚泥性状（特に含水率）が変動した場合、事業費（都市ガス費用）が大幅に悪化・好転します。 本事業における事業費の算出は汚泥性状はp.10、表3-3-4-1 汚泥性状の実績に記載されている平均値を元として、事業範囲外の要因で含水率が変動した場合は変動に応じて費用の補正が行われるものと考えて宜しいでしょうか？	No65の回答を参照してください。
117	要求水準書		19	3	4	ア					消化ガス年間平均供給予定量	年間平均供給量は160万m ³ N/年と規定されていますが、本施設の年間稼働予定を310日/年とした場合、5,161m ³ N/日が一日当たりの平均供給量になるものと想定されます。 事業費の算出に当り、汚泥性状の変動に伴い消化ガスを含む補助燃料使用量と供給可能な消化ガス量との間にミスマッチが生じることになりますが、（即ち汚泥性状が良く、補助燃料消費量が低い日と汚泥性状が悪く、補助燃料消費量が多い日が存在する）市が貯留可能な消化ガス量を御教示願います。	低圧タンク（2基）：有効容量2000m ³ ×2基（上限警報～下限警報位置まで）、公称容量2200m ³ ×2基（空から安全弁作動位置まで） 中圧タンク（2基）：幾何容量3591.3m ³ ×2基、公称容量3590m ³ ×2基
118	要求水準書		19	3	4	(7)	イ				成分	消化ガスの使用量の算出にあたっては、消化ガスの性状により大きく値が異なることとなります。 「別紙5 消化ガスの成分実績」として示されたものの値を標準条件として採用すべきかご教示ください。 消化ガスの発熱量（高位および低位）についても、標準条件として採用すべき値についてご教示ください。	別紙5の消化ガスの成分実績を参考に提案によります。
119	要求水準書		19	3	4	(7)	ウ				消化ガスに関する条件	「アで定めた年間平均供給予定量から大幅に」とありますが、「大幅に」とは、どの程度を想定されていますか。	消化ガス供給量が、汚泥燃料化に必要な全量である場合又は、ゼロの場合を想定しております。
120	要求水準書		19	3	4	(7)	ウ				消化ガスに関する条件	全量消化ガスを使用しても運転できるように考慮するとあります。必要な消化ガスは処理方式により異なりますが、全量が供給される可能性があるかと理解してよろしいですか。 また、その可能性はどの程度ありますか。	必要な消化ガスの全量を供給する可能性の有無は、御理解のとおりです。ただし、可能性の程度については、処理方式により必要量が異なることもあり、想定できません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
121	要求水準書		19	3	4	(7)	ウ				消化ガスに関する条件	要求水準書に記載された消化ガス供給量をもとに、事業者はサービス購入料を設定し入札するため、記載された消化ガス供給量を満たさない場合においては、大幅に消化ガス量が変更になる場合の協議ではなく、横浜市殿の負担にて不足分の都市ガスを事業者に供給するものとしていただけないでしょうか。	横浜市の負担の考え方は、入札説明書別紙1の「カ サービス購入料B4」の「(ウ) 支払手続」の「都市ガス料金支払額」のとおりです。
122	要求水準書		19	3	4	(7)	ウ				消化ガス	市は無償で選定事業者に消化ガスを供給するとありますが、試運転期間もその対象に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、供給量については市と協議して決定します。
123	要求水準書		19	3	4	(7)	ウ				消化ガスに関する条件	「大幅に消化ガス量が変更となる場合」とは、どの程度の変更でしょうか。	No119の回答を参照してください。
124	要求水準書		19	3	4	ウ					消化ガスに関する条件	アで定めた年間平均供給予定量から大幅に消化ガス量が増える場合には、市は本事業のサービス対価及びスキームの見直しについて選定事業者と協議を行うとありますが、具体的に“大幅”とは年間どれくらいの量を示しますか？事業リスクの算定に当り消化ガス供給量の定義は重要であると思料します。	No119の回答を参照してください。
125	要求水準書		19	3	4	(11)					その他副産物	副産物の処分先業者は、必要な資格を保有していればSPCの構成員でもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
126	要求水準書		19	3	4	(11)					その他副産物	副産物の所有権は横浜市殿に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう副産物については、御理解のとおりです。
127	要求水準書		19	3	4	(11)					その他副産物	ここでいう「副産物（有価としての扱いが不可能な規格外燃料化物等）」に該当する否かは、P11、第3-3、(5)にもあるように、「有効利用にあたる者」が判断するものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
128	要求水準書		19	3	4	(11)					その他副産物	汚泥性状が要求水準書で示された範囲を逸脱したこと起因して発生した副産物の処分費は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	No65の回答を参照してください。
129	要求水準書		20	3	5	(2)	ア				安全管理	建設現場周辺に立ち入る可能性のある第三者とは、包括委託受託者等であり、一般住民や見学者ではないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
130	要求水準書		20	3	5	(2)	イ				現場管理	「資材の搬入に際しては、出入口付近等に警備員を配置させる」とありますが、大型の車両等を搬入する場合と理解してよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、大型の車両等でなくても一日に頻繁に資材の搬入を行う等の場合には警備員を配置してください。また、南部汚泥資源化センターに見学者等の第三者が来場する予定がある場合には、市から配置を依頼することがあります。
131	要求水準書		21	3	5	(2)	オ	(ア)			その他	地中障害物の発生が予測できる既設施設図面は、貸与等いただけると考えてよろしいでしょうか	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲提示しています。
132	要求水準書		21	3	5	(2)	オ				地中障害物	既設施設図面により発生が予測できる範囲外の費用は、市が負担するとありますが、この負担には、工事遅延によるコスト（融資契約によるブレイクファンディング費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	市の責めによる場合は合理的な範囲で市が増加費用を負担します。それ以外の場合は、事業者の負担となります。
133	要求水準書		21	3	5	(3)					ユーティリティの費用	汚水排水については、排水量以外に条件は無いものと考えてよろしいでしょうか。	No83の回答を参照してください。
134	要求水準書		21	3	5	(3)					ユーティリティの費用	180m ³ /Hを超える排水については有償にて排水可能と考えてよろしいでしょうか。	No80の回答を参照してください。
135	要求水準書		21	3	5	(4)	ア				性能保証事項	処理能力の検証にあたっては、対象となる汚泥の性状により大きく処理能力が異なることとなります。「表3-3-4-1汚泥性状の実績」として示されたどの値を性能保証の条件として採用すべきかご教示ください。 同様に「表3-3-4-2分離液脱水汚泥の実績」として示された値についても、性能保証の条件として採用すべき値についてご教示ください。	性能保証が可能な消化汚泥等の性状範囲を提案してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
136	要求水準書		21	3	5	(4)	イ				性能保証事項	温室効果ガスの排出量の算出にあたっては、対象となる汚泥の性状、消化ガスの性状により大きく値が異なることとなります。 「表3-3-4-1汚泥性状の実績」、「表3-3-4-2分離液脱水汚泥の実績」、「別紙5 消化ガスの成分実績」として示されたどの値を性能保証の条件として採用すべきかご教示ください。 また、消化ガスの発熱量（高位および低位）についても、性能保証の条件として採用すべき値についてご教示ください。	消化汚泥等の性状については、No135の回答を参照してください。また、温室効果ガスの排出量は消化ガス利用なしで算出してください。
137	要求水準書		22	3	5	(5)	ア	(キ)			試運転中の燃料化物	試運転中の燃料化物は、選定事業者の責任において適正に利用又は処分するとありますが、消化汚泥は無償で市から供給されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、供給量については市と協議して決定します。
138	要求水準書		22	3	5	(5)	イ	(イ)			試運転における立会検査	「法的資格を有する第三者機関」とはどのような者を指すのか、要件をご教示ください。	計量証明事業者（構成員以外）等です。
139	要求水準書		22	3	5	(5)	ウ	(ウ)			性能試験	「系列ごとに実施しなければならない」とありますが、設備は系列に分けて建設する必要があるのでしょうか。	設備の系列は、選定事業者の提案によります。なお、複数系列とした場合は、系列ごとに実施してください。
140	要求水準書		22	3	5	5	ウ				試験及び検査	性能試験では5. (4)性能保証事項 ア～エを確認し、本試験性能確認が設備引き渡しの条件であると考えて宜しいでしょうか？ また、万一性能未達成の項目があった場合、改善後もセルフモニタリングによる経過監視等を行う必要があるのでしょうか？	本施設の引き渡し等に関する考え方は、モニタリング基本計画に提示したとおりです。
141	要求水準書		23	3	5	(5)	ウ	(エ)			性能試験	「定格運転」の処理量等の条件は選定事業者が決定するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、別途モニタリング基本計画によります。
142	要求水準書		23	3	6						設計図書等に関する条件	各号に記載されている「その他必要な書類」、「その他管理運営上必要となる書類及び図面」とは、設計図書を提出する選定事業者が必要と判断した書類を示すものと考えてよろしいでしょうか。 あるいは、横浜市殿が必要と考える書類等を示すものである場合は、どのような書類等を示すものなのか具体的にご教示ください。	選定事業者及び市が必要と判断した資料をいいます。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
143	要求水準書		23	3	6						設計図書に関する条件	“確認を得なければならない”とありますが、一方ウ性能試験(オ)に於いては市から承諾を得た後、実施すると記載されています。 試運転計画書を含む全ての図書は“確認行為”のみを行うだけであり、“承諾行為”は不要と考えてよろしいでしょうか？	基本的には御理解のとおりです。ただし、提出された設計図書等が「他施設等の運転に支障がある」、「モニタリングを行う上で必要な項目が記載されていない」等の場合には、市は計画の修正や内容の追加を求めることがあります。
144	要求水準書		25	3	6	(8)					出来高報告書	貴市が想定する各年度の出来高項目や割合は提案により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	記載の出来高を基本として提案してください。
145	要求水準書		26	4	2	(1)					運転管理体制	電気主任技術者を選定事業者が選任とありますが、外部に委託することは可能でしょうか。	外部に委託することは可能です。
146	要求水準書		26	4	2	(1)					運転管理体制	電気主任技術者を選定事業者が選任とありますが、SPCから直接業務を委託される運転・維持管理を行う者の中から選任することは可能でしょうか。	可能です。
147	要求水準書		29	4	3	(3)					電気設備の保守点検業務	電気主任技術者技術者の選任については、電気保安法人等へ外部委託することも可能との認識で宜しいでしょうか。	No145の回答を参照してください。
148	要求水準書		30	4	3	(5)					消化汚泥等の受入業務	緊急時は、車両等による消化汚泥等の搬入があるものと認識すれば宜しいでしょうか。その場合、搬入車両は市のご負担との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
149	要求水準書		31	4	3	(8)					温水供給業務	定期点検等で廃熱が発生しない場合は、温水供給義務が生じないとの認識で宜しいでしょうか。	No85の回答を参照してください。
150	要求水準書		31	4	3	(9)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の運搬業務を実施する際、南部汚泥資源化センター場内の車両規制、道幅をご教示願います。	別途「参考資料（既施設図面）」に可能な範囲で提示しています。
151	要求水準書		31	4	3	(10)					燃料化物の有効利用業務	「燃料化物を全量買取り、化石燃料の代替燃料として有効に利用すること」とは、有効利用先での業務であり、SPCの業務ではないと理解してよろしいでしょうか。	SPCの業務範囲です。ただし、SPCにて有効利用先を確保し売買契約をもって全量利用を担保することで、要求水準を満足することも可能です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
152	要求水準書		31	4	3	(13)					本施設見学者の対応に関する協力	見学者の受付は、市が行う、との認識で宜しいでしょうか。その他説明に有効な模型等は、選定事業者の事業提案の範疇との認識で宜しいでしょうか。また、1回あたりの見学者の人数は、どの程度でしょうか。	見学者対応についての市と選定事業者の役割分担は、No.18の回答を参照してください。また、1回あたりの人数は、平成22年度の実績では数名から45名程度です。場合により、数班に分ける等に対応してください。選定事業者の自社製品PRのための見学であってもPRを受ける側から見学申請書を提出するようにしてください。
153	要求水準書		31	4	3	(13)	イ				本施設見学者の対応に関する協力	「パネル等」とは選定事業者が、位置、大きさ、内容、設置場所、設置数量を判断して設置するものと考えてよろしいでしょうか。あるいは横浜市殿よりこれらについて指示を受けるものである場合は具体的な内容をご教示ください。	「パネル等」について、特に市から指示することは想定しておりません。
154	要求水準書		31	4	3	(13)	エ				本施設見学者の対応に関する協力	「その他説明に有効な物の作成及び利用」とは具体的にどのような者を示すのかご教示ください。	選定事業者の提案によります。
155	要求水準書		32	4	3	(14)					分析業務	法律や条例で分析の頻度が規定されているもの以外の項目の分析の頻度は、選定事業者が決定するものと考えてよろしいでしょうか。あるいは、分析の頻度について指定があればご教示ください。	御理解のとおりですが、市の確認が必要となります。
156	要求水準書		32	4	3	(18)					その他本事業を実施する上で必要な業務	その他本事業を実施する上で必要な業務について具体的に提示願います。	選定事業者の提案によります。
157	要求水準書		32	4	4	(1)					管理運営業務実施計画	「建設完了前の管理運営期間開始60日前まで」とありますが、建設完了が管理運営期間開始の60日以上前である場合が想定できますので、「建設完了前の」を削除願います。	60日前までなので60日以上前でも構いません。
158	要求水準書		32	4	4	(1)					管理運営業務実施計画	管理運営業務実施計画書を建設完了前の管理運営期間開始60日前までに市へ提出するとありますが、供用開始日の60日前との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
159	要求水準書		34	4	4	(1)	ス				その他本事業を実施する上で必要な実施計画	清掃について、既設焼却施設の清掃方法、清掃回数、管理指標等を具体的にご教示ください。	既設焼却施設の状況にかかわらず、提案する燃料化施設にあわせて提案してください。
160	要求水準書		35	4	4	(1)	チ				その他本事業を実施する上で必要な実施計画	その他本事業を実施する上で必要な実施計画について具体的に提示願います。	選定事業者の提案によります。
161	要求水準書		37	4	5						燃料化物の性状	燃料化物の製造量、性状及び販売量を把握し、そのデータを記録するとありますが、販売量は出荷時に、また性状は定期的に測定予定のため、これらを日報で随時提出することは困難と考えます。よって、市へ提出するデータ等は、数量等が確認される時期等を踏まえ、市と協議して設定するとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
162	要求水準書		39	4	6	(1)					ユーティリティ等	「運転管理に必要なユーティリティのうち、汚水排水及び消化ガスは無償」とありますが、P21のユーティリティ費用の記載に「汚水排水は、市に支障がない必要最小限の範囲(180m ³ /h)において無償で排水できる」とあります。汚水排水の記述について、どちらが正でしょうか。	No71の回答を参照してください。
163	要求水準書		40	4	6	(6)	ア				契約期間終了時の取扱い	事業終了1年以内は大規模修繕、不可抗力以外の不測の更新・修繕等を要することのない状態で市に引渡すとありますが、事業期間終了後の維持管理の不備による損傷も懸念されるため、事業期間終了後1年の補償を担保することは困難と考えます。事業期間終了までに、事業者が提出する施設の整備内容報告や市による性能試験等を通じて市が引取るよう変更願います。	事業期間終了時に、性能確認試験、機械電気建築設備の保全状態確認等により要求水準を満足するか判断することとします。
164	要求水準書		40	4	6	(6)	オ				契約期間終了時の取扱い	「運転指導員」とは、次期運営主体に対して運転指導を行う者であり、そのためには必要な資格、免許等は必要ないと考えますがいかがでしょうか。	選定事業者が配置する運転指導員が適当な人材であることを市が確認するにあたり、適当な資格（指導員としての経歴、免許、認定証、研修修了証等）を所有していることを想定しております。その中で必要な資格がある場合は、その資格を記載をしてください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
165	要求水準書		41	4	6	(7)					管理運営に係る車両の駐車場について	要求水準書の定める無償で提供される事業場所の中に駐車場を設けた場合は、駐車料金も無料と理解してよろしいでしょうか。	事業場所の中に駐車場を設けた場合においても、通常の管理運営時（施設の運転時）における職員の通勤車両は有料です。ただし、修繕等に伴う工事車両、工事従事者の通勤車両（施設運転に従事する車両は除く）は無償で利用が可能です。なお、駐車料金は平成22年度実績で1台当り3,500円/月です。
166	要求水準書		43	5	4	(2)					質問に対する回答	「～質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるもの」の基準を具体的にご教示ください。質問回答について可能な限りの情報公開をお願いします。	基本的に全ての質問回答を公表する予定です。ただし、質問者が自ら公表を希望しない旨を明示した場合や質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると考えられるものについては、公表について市が判断します。
167	要求水準書		42	5	2	(1)	ア				保険に関する事項	(1) アに「履行保証保険」とありますが、事業契約第10条1項の定めにより事業者が別途担保を提供するような場合は、履行保証保険は不要という理解でよろしいですね。	御理解のとおりです。
168	要求水準書		42	5	2	(1)	イウ				保険に関する事項	(1) イ建設工事保険、ウ火災保険とありますが、一般に工事目的物を補償する保険は建設工事保険あるいは組立保険になります。また火災保険は工事中の目的物損傷リスクは補償しませんので、工事中に付保されることはありません。公共工事標準請負契約約款に準じた規定と理解していますが、標準請負契約約款の内容が実態から乖離しています。したがって、「建設工事保険を工事保険に変更」「火災保険は削除」いただくようお願いします。	事業契約書案の質問に対する回答のNo124の回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
169	要求水準書		42	5	2						保険加入	貴市は本事業・本施設に保険を付保しないとのことですが、本施設に対して所有権のない事業者が、事業者の帰責事由による本施設の損害を確実に担保する保険を付保しようとするコストも高くなりその効果も限界的です。 従って、貴市が共済に加入されるよう再度検討をお願いします。本件はBTO方式であることから、官民共同でVFMの向上を図りたいという趣旨で質問します。	保険を付保する予定はありません。
170	要求水準書		43	5	4	(2)					質問に対する回答	放射能汚染に関する質問の回答はリスク分担を明確化するのに必要となるため、全て公開をお願いします。	No166の回答を参照してください。
171	要求水準書	1	44	1							処理フロー	既設の消化ガス発電設備は廃止しないとの認識でよろしいでしょうか。	既設の消化ガス発電設備は廃止しない予定です。
172	要求水準書	1	44	2							現有施設	図面の赤枠内敷地の寸法、面積をご教示願います。	別途「参考資料（既設施設図面）」に可能な範囲提示しています。
173	要求水準書	4	55								別表4-2ユーティリティ等の購入単価	全項目とも消費税込みの単価でしょうか。	税抜きの単価です。
174	要求水準書		6	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	隣接する稼働中の既設炉から発生する焼却灰・排気ガス等による放射能リスクは横浜市殿のご負担と考えてよろしいでしょうか。	国等の基準、指針等に準じて、隣接する稼働中の既設炉から本事業に影響があった場合には協議となります。
175	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	解体撤去中に電力を供給すべきである、管理棟内にある排水処理関連機器類について、機器名称、数量、出力など具体的にご教示ください。	管理棟内にある排水処理関連機器の名称等は、下記のとおりです。 ・排水ポンプ 75kW × 2台 ・排水槽攪拌機 7.5kw × 2台

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
176	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去に際して留意が必要な機器類と対応策案	解体撤去工事中も電源供給が必要な機器の電源を全て事業者が確保・負担する場合、電源供給すべき全ての機器とそれぞれの電源仕様(電源相数、kW値、kVA値)を具体的にご教示ください。	解体撤去中に電源供給が必要な主な機器類は、下記のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ 75kW×2台 400V 3φ3W 排水槽攪拌機 7.5kW×2台 400V 3φ3W 消火ポンプ 15kW×1台 400V 3φ3W 上水ポンプ 2.2kW×2台 400V 3φ3W 照明用変圧器 1φ TR 50kVA ・その他、参考資料（既設参考図面）に可能な範囲で提示していますので参照ください。
177	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要	汚泥ピット内に120ton相当残存している汚泥については、放射性物質が一切含まれていないと考えてよろしいでしょうか。また、放射性物質が含まれていた場合、放射性物質を含む廃棄物となる為、処分は横浜市殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	放射性物質は含まれていないものと考えております。なお、国等の基準、指針等に準じて、処分が困難となった場合には協議となります。
178	要求水準書		10	3	3	(3)	ア				汚泥性状の実績	放射性物質濃度が1点のみの提示であるが、今後の放射性物質濃度の推移予測を教えてください	市は、放射能に関する対応として国等の基準、指針等に準じる事としております。また、本事業に関連する放射能の測定結果等は、市のホームページに掲載しておりますので参考としてください。
179	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	表3-3-4-3に脱水汚泥等の放射性物質の濃度が記載されています。汚泥性状のリスクは横浜市殿の範囲と理解していますが、放射性物質により燃料化物の引取りが出来ない場合は、横浜市殿がどのような保証をするか記載されていません。考え方を提示お願いします。	市は、放射性物質に関する対応として国等の基準、指針等に準じる事としております。要求水準書10頁第3の3(4)及び国等の基準、指針等に準じて、選定事業者と市で本施設の稼働前までに協議を行います。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
180	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	脱水汚泥等に含まれる放射性セシウム濃度が114Bq/kgとなっています。放射性物質が含まれる脱水汚泥から生成される燃料化物を有効利用して、将来、市民等への健康被害が発生した場合、その販売元である横浜市殿の責任はどのようにお考えでしょうか。	国等の基準、指針等に準じて対応します。
181	要求水準書		10	3	3	4	ア				汚泥性状	脱水汚泥における放射性物質の含有量が高くなった場合、有効利用先で燃料化物が引き取れない可能性がある他、設備の運転・補修工事等においても作業員の防護措置をとる必要がある可能性があります。脱水汚泥中の放射性物質の含有量についてはどの程度まで事業者の責で処理しなければならないのか基準がありましたらご教示願います。	No179の回答を参照してください。
182	要求水準書		10	3	3	(4)	イ				汚泥性状	消化脱水汚泥と分離液脱水汚泥の比率はおおよそ9：1とありますが、比率の違いによりユーティリティ等へ影響するため、想定される当該比率の変動幅を明記頂けないでしょうか。	分離液処理施設は、稼働を開始したばかりですので消化脱水汚泥と分離液汚泥の比率に関する変動幅は明確になっておりません。なお、消化脱水汚泥と分離液脱水汚泥の比率9：1は、計画値です。
183	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	消化汚泥等の放射性物質について、消化汚泥等の成分の標準的な範囲を定める協議が整わなかった場合は、横浜市殿としてどのようにお考えでしょうか。	No179の回答を参照してください。
184	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	ご提示された放射性物質の濃度を要求水準とする場合、燃料化物の引取り困難になる可能性が高いと考えます。放射性物質に関するリスクは全て横浜市殿のリスクとしていただきたくご検討願います。	No179の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
185	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	ご提示された放射性物質濃度は7/5測定分1点のみです。この濃度（セシウム134-55Bq/Kg+セシウム137-59Bq/Kg=セシウム総量114Bq/kg）を要求水準とし事業者リスクとされるのでしょうか。 現在横浜市HPに記載されている測定値(南部下水道・脱水汚泥のセシウム総量) 下記のとおりとなっています。 ・5/6 -239Bq/kg ・6/17-176Bq/Kg ・7/5 -114Bq/Kg(今回提示分) ・8/2 -223Bq/kg 至近データの脱水汚泥から、燃料化物を製造した場合、1,000Bq/Kg以上の濃度となります。また燃料化製造過程での副産物も1,000Bq/以上の放射性の濃度となるため、横浜市殿へ放射性廃棄物の処分先のご提案が困難となります。燃料化物の運搬動線の周辺住民への説明や受入先自治体への承諾等を勘案すると有効利用が非常に困難といわざるを得ません。 よって、脱水汚泥中の放射性濃度の減少傾向が理論上全く予測できない状況下、本事業に着手するのであれば、放射性物質に関するリスクは全て横浜市殿のリスクとの位置づけにさせていただけないでしょうか。	No179の回答を参照してください。
186	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				汚泥性状	脱水汚泥中の放射性物質濃度につき、責任分界点となる基準を明確にして頂けませんでしょうか？	No179の回答を参照してください。
187	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	貴市ホームページによれば、8/2南部汚泥資源センター測定値の放射性物質濃度（セシウム総量）は223Bq/kgと表示されている一方、要求水準書10頁には放射性物質濃度（セシウム総量）が114Bq/kgと示されています。要求水準書には「本施設稼働開始までに・・・消化汚泥等の成分の標準的な範囲を定め」となっていますが、8/2の数値レベルの汚泥で製造した燃料化物は、貴市のリスク分担で適正に処分されるものとの理解でよろしいですか。	No179の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
188	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	表3-3-4-1～3に示す汚泥等の成分については、基本的に標準的な範囲を定めるものと理解して宜しいでしょうか。また、燃料化物を安定して有効利用するためには汚泥中の重金属類の濃度も重要であることから、標準的な範囲を設定する対象に重金属類の濃度も追加願います。	表3-3-4-1～3につきましては、御理解のとおりです。表3-3-4-1～3に示した項目以外の汚泥性状に関する標準的な範囲の設定については、協議とします。なお、その場合の標準的な範囲については実績等をもとに行います。
189	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	今回の様な放射性物質問題は人類が経験した事がない事象であり、今後どのように収束するのか誰にも分かりません。国の今後の規制動向も不透明であり、世論の動向如何によっては有効利用に支障を及ぼさない放射性物質レベルが変わる可能性があり、本施設稼働開始までの状況を十分踏まえて標準的な範囲が設定されるものと理解して宜しいでしょうか。	No179の回答を参照してください。
190	要求水準書		15	3	3	(13)	ア				高圧受変電設備	既設にてループ受電している2号炉電気設備を燃料化設備電気設備に更新する場合、接続可能な燃料化設備負荷の最大電源容量(kVA値)をご教示ください。	最大電源容量(kVA値)は基本的に提案によりますが、既設ループ受電容量を考慮し、選定事業者と協議になります。なお、参考までに既設汚泥焼却炉1号炉～3号炉のkVA値を下記に示します。 ・既設汚泥焼却炉1号炉：900kVA ・既設汚泥焼却炉2号炉：1000kVA ・既設汚泥焼却炉3号炉：1000kVA
191	要求水準書		15	3	3	(13)	ア				高圧受変電設備	仮に解体撤去中も電源を供給する設備や他の共用設備への電源供給にも2号炉用電源が共用される場合は、これら燃料化設備以外に電源供給すべき全ての機器とそれぞれの電源仕様(電源相数、kW値、kVA値)を具体的にご教示ください。	No176の回答を参照してください。
192	要求水準書		15	3	3	(13)	ア				高圧受変電設備	燃料化設備をループ受電とする場合、燃料化設備稼働後に既設3号炉が廃止となることを踏まえ、燃料化設備の最大電源容量は、既設ループ系統の許容容量から1号炉、4号炉、共用機器の容量を差し引いたものと考えてよろしいでしょうか。またその最大電源容量(kVA値)をご教示ください。	ループ受電とした場合の電源容量は、既設汚泥焼却炉1号、4号炉までの共用機器が含まれます。最大電源容量は、別途「参考資料(既設施設図面)」及びNo190の回答を参考にしてください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書）

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
193	要求水準書		19	3	4	(11)					その他副産物	本事業において、供給される消化汚泥に含まれる放射性物質が副産物へも含まれることが予測されます。現状では放射性物質を含むものの最終処分は非常に難しい状態である認識しておりますが、本事業の副産物の扱いをどのようにお考えでしょうか。	国等の基準、指針等に準じて、副産物の処分が困難となった場合には協議となります。
194	要求水準書		31	4	3	(9)					燃料化物の購入、販売、運搬業務	燃料化物中の放射性物質濃度につき、責任分界点となる基準を明確にして頂けませんでしょうか？	No179の回答を参照してください。
195	要求水準書		32	4	3	(14)					分析業務	本分析項目に放射性物質濃度は含まれますか	現在、放射性物質に関する対応として国等の基準、指針等に準じる事としております。したがって、分析項目についても国等の示した基準等によります。
196	要求水準書		42	5	3						その他事項 住民対応	近隣住民に対し、放射性物質を含む燃料化物をセンター外に搬出するリスクについて、横浜市殿にて説明が完了しているものと考えてよろしいでしょうか。また、完了していない場合は、いつ頃説明を実施する予定でしょうか。実施方針のリスク分担表では、本施設の設置に関する住民反対運動等のリスクは横浜市殿の負担となっています。	必要に応じて行う本施設の設置に関する近隣住民等の説明は本市のリスクとなっています。なお、市は必要に応じて近隣住民等の説明に必要な資料等の提出を選定事業者へ依頼することがあります。